

移動等円滑化取組計画書

令和6年6月28日

住 所 宮城県名取市下増田字南原

事業者名 仙台国際空港株式会社

代表者名 代表取締役 前田 基
(役職名および氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

・当社が管理・運営する仙台空港旅客ターミナルビルは、移動等円滑化基準に適合しているが、更なる利便性の向上をもって、より「みんなが使いやすい空港」を目指すものである。特に経年の進んでいる旅客搭乗橋の更新を進めることにより、高齢者・障害者等の移動等円滑化の促進を図るものである。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設 及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
旅客搭乗橋	2025年度中に旅客搭乗橋の全数（8基）を段差のない搭乗橋とする。

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ランプバスでの乗降支援と安全運行	<p>車椅子旅客が円滑に乗降できるようスロープ板を使用した役務を提供する。</p> <p>車椅子旅客が安全に乗車できるよう車椅子固定装置を使用した役務を提供する。</p>

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ランプバスでの乗降介助	<p>車椅子旅客のバス利用があった場合は、介助者を配置の上、乗降介助を行う。</p>

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームページを活用した情報提供	<p>空港ホームページにて各種情報を提供する。</p>

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
サービス介助士資格取得 推進 ランプバスの車椅子乗降 用設備、固定装置の取扱 訓練	空港運営会社入職者に対し、サービス介助士資格取得を推進する。 ランプバス乗降用スロープ板及び車椅子固定装置の適切な取扱方法習熟に向け、乗務員の教育訓練を行う。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適
正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ポスター等による啓発活 動	高齢者・障害者等が円滑にバリアフリー施設を利用できるよう、ポスター等 の掲出により一般利用者に対し利用マナーの啓発を行う。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

ターミナルビル及び航空会社等に寄せられた障害者等の意見を共有し、運用・改善に活用する。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V 計画書の公表方法

仙台空港ホームページ（企業サイト）
→当社の取り組み「その他の取り組み」に掲出。
<https://www.sendai-airport.co.jp/company/other/>

VI その他計画に関連する事項

- 注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。